

市第 124 号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年 3 月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に改め、同条第 1 号中「18,600円」を「19,500円」に改め、同条第 2 号中「26,040円」を「27,300円」に改め、同条第 3 号中「44,640円」を「46,800円」に改め、同条第 4 号中「66,960円」を「70,200円」に改め、同条第 5 号中「74,400円」を「78,000円」に改め、同条第 6 号中「79,600円」を「83,460円」に改め、同条第 7 号中「81,840円」を「85,800円」に改め、同条第 8 号中「94,480円」を「99,060円」に改め、同条第 9 号中「115,320円」を「120,900円」に改め、同条第10号中「125,730円」を「131,820円」に改め、同条第11号中「145,820円」を「152,880円」に改め、同条第12号中「169,630円」を「177,840円」に改め、同条第13号中「193,440円」を「202,800円」に改め、同条第14号中「208,320円」を「218,400円」に改め、同条第15号中「223,200円」を「234,000円」に改める。

第 6 条第 1 項の表中

「

1,860円	1,860円
2,640円	2,600円
4,500円	4,460円
6,750円	6,690円
7,440円	7,440円
7,960円	7,960円
8,220円	8,180円
9,520円	9,440円
11,550円	11,530円
12,600円	12,570円
14,600円	14,580円
16,990円	16,960円
19,380円	19,340円
20,850円	20,830円
22,320円	22,320円

」

を

「

1,950円	1,950円
2,730円	2,730円
4,680円	4,680円
7,020円	7,020円
7,800円	7,800円

8,400円	8,340円
8,580円	8,580円
9,960円	9,900円
12,090円	12,090円
13,200円	13,180円
15,360円	15,280円
17,820円	17,780円
20,280円	20,280円
21,840円	21,840円
23,400円	23,400円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるため、横浜市介護保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	下段	現行	）

（保険料率）

第 4 条 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率
令和 2 年度

は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|------|------------------------|---|
| (1) | 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 | $\frac{19,500 \text{ 円}}{18,600 \text{ 円}}$ |
| (2) | 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 | $\frac{27,300 \text{ 円}}{26,040 \text{ 円}}$ |
| (3) | 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 | $\frac{46,800 \text{ 円}}{44,640 \text{ 円}}$ |
| (4) | 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 | $\frac{70,200 \text{ 円}}{66,960 \text{ 円}}$ |
| (5) | 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 | $\frac{78,000 \text{ 円}}{74,400 \text{ 円}}$ |
| (6) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{83,460 \text{ 円}}{79,600 \text{ 円}}$ |
| | （ア及びイ省略） | |
| (7) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{85,800 \text{ 円}}{81,840 \text{ 円}}$ |
| | （ア及びイ省略） | |
| (8) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{99,060 \text{ 円}}{94,480 \text{ 円}}$ |
| | （ア及びイ省略） | |
| (9) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{120,900 \text{ 円}}{115,320 \text{ 円}}$ |
| | （ア及びイ省略） | |
| (10) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{131,820 \text{ 円}}{125,730 \text{ 円}}$ |
| | （ア及びイ省略） | |
| (11) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{152,880 \text{ 円}}{145,820 \text{ 円}}$ |
| | （ア及びイ省略） | |
| (12) | 次のいずれかに該当する者 | $\frac{177,840 \text{ 円}}{169,630 \text{ 円}}$ |

(ア及びイ省略)

(13) 次のいずれかに該当する者 $\frac{202,800 \text{ 円}}{193,440 \text{ 円}}$

(ア及びイ省略)

(14) 次のいずれかに該当する者 $\frac{218,400 \text{ 円}}{208,320 \text{ 円}}$

(ア及びイ省略)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 $\frac{234,000 \text{ 円}}{223,200 \text{ 円}}$

(普通徴収に係る各納期の保険料納付額)

第 6 条 各納期の保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。

	6 月期の納付額	7 月期から 3 月 期までの納付額
第 4 条第 1 号に該当する者	$\frac{1,950 \text{ 円}}{1,860 \text{ 円}}$	$\frac{1,950 \text{ 円}}{1,860 \text{ 円}}$
第 4 条第 2 号に該当する者	$\frac{2,730 \text{ 円}}{2,640 \text{ 円}}$	$\frac{2,730 \text{ 円}}{2,600 \text{ 円}}$
第 4 条第 3 号に該当する者	$\frac{4,680 \text{ 円}}{4,500 \text{ 円}}$	$\frac{4,680 \text{ 円}}{4,460 \text{ 円}}$
第 4 条第 4 号に該当する者	$\frac{7,020 \text{ 円}}{6,750 \text{ 円}}$	$\frac{7,020 \text{ 円}}{6,690 \text{ 円}}$
第 4 条第 5 号に該当する者	$\frac{7,800 \text{ 円}}{7,440 \text{ 円}}$	$\frac{7,800 \text{ 円}}{7,440 \text{ 円}}$
第 4 条第 6 号に該当する者	$\frac{8,400 \text{ 円}}{7,960 \text{ 円}}$	$\frac{8,340 \text{ 円}}{7,960 \text{ 円}}$
第 4 条第 7 号に該当する者	$\frac{8,580 \text{ 円}}{8,220 \text{ 円}}$	$\frac{8,580 \text{ 円}}{8,180 \text{ 円}}$
第 4 条第 8 号に該当する者	$\frac{9,960 \text{ 円}}{9,520 \text{ 円}}$	$\frac{9,900 \text{ 円}}{9,440 \text{ 円}}$
第 4 条第 9 号に該当する者	$\frac{12,090 \text{ 円}}{11,550 \text{ 円}}$	$\frac{12,090 \text{ 円}}{11,530 \text{ 円}}$
第 4 条第 10 号に該当する者	$\frac{13,200 \text{ 円}}{12,600 \text{ 円}}$	$\frac{13,180 \text{ 円}}{12,570 \text{ 円}}$

市第 124 号

第 4 条第11号に該当する者	<u>15,360円</u> 14,600円	<u>15,280円</u> 14,580円
第 4 条第12号に該当する者	<u>17,820円</u> 16,990円	<u>17,780円</u> 16,960円
第 4 条第13号に該当する者	<u>20,280円</u> 19,380円	<u>20,280円</u> 19,340円
第 4 条第14号に該当する者	<u>21,840円</u> 20,850円	<u>21,840円</u> 20,830円
第 4 条第15号に該当する者	<u>23,400円</u> 22,320円	<u>23,400円</u> 22,320円

(第 2 項 省 略)